

第3回

平成24年度第1学期末試験問題（筆記試験）

試験科目名	民法基礎2	教員名（署名）	大久保 邦彦
-------	-------	---------	--------

【第1問】次の文章を読んで、後記の〔設問〕に答えなさい《配点40点》。

【事実】

1. Aは定年間近のサラリーマンで、現在は大阪府豊中市に在住しているが、定年後は沖縄で悠々自適の生活を送りたいと考えている。
2. Bは沖縄で黒糖焼酎の工場を経営しているAのいとこだが、事業がうまくいっておらず資金繰りが悪化していたため、Aに自己所有の甲宅地（更地）を安く買わないかと持ちかけたところ、Aは以前から甲宅地周辺の環境を気に入っていたため、2010年2月1日、甲宅地をBから1000万円で買い受ける契約を締結した。
3. 2010年2月15日、AはBの銀行口座に代金1000万円を振り込んだ。
4. 2010年4月1日、BはCとの間で、甲宅地を月額10万円で賃貸する契約を結んだ。
5. 2010年5月1日、CはD工務店との間で、甲宅地上に乙建物を建築してもらう契約を請負代金1500万円で締結した。
6. 乙建物が完成したので、2010年10月1日、CはDに請負代金1500万円を支払い、DはCに乙建物を引き渡した。
7. 2010年10月15日、Cは乙建物の保存登記をした。
8. 2011年12月1日、Aはひさびさに沖縄を訪問したところ、更地だと思っていた甲宅地上に乙建物が建っており、そこにCが住んでいるのに気づいて驚き、Bから諸事情を聴取した。
9. Cはそれまで賃料をきちんとBに支払っていたが、2011年12月15日、AはCに対し、今後は甲宅地の賃料を自己に支払うよう内容証明郵便で通知した。しかし、Aと面識のないCは、Bから何の説明も受けなかったこともあり、その後も賃料をBに払い続けている。
10. 2012年6月1日、甲宅地の登記名義がBからAに移された。

〔設問〕Aは、Cの賃料債務不履行を理由として、Cとの間の賃貸借契約を解除したいと考えている。【事実】を前提として、Aがこの契約を解除することができるかについて検討を加えなさい。

【第2問】《配点40点》

Aタクシー会社に勤務しているB運転手が運転するタクシー（A所有）が、交差点で方向転換するために後退中、Bが後方の安全確認を十分にできなかったために、同交差点角の金属製ポールに衝突した事故によって、そのタクシーの後部座席に乗車していた乗客Cが負傷したという事案において、Cは、A・Bに対し、どのような論拠で損害賠償を請求できるかについて、検討を加えなさい。

損失相殺は損害の公平な負担と理念に依拠していると云う。

722条(922①)は、被害者自身に損失が生じたとき、被害者の別にある者の損失も含める。

8. 非ST: ~~被害者~~ 被害者側の第三者 ~~に与えた被害は被害者自身の損失~~
生活関係上 丁と乙とが親戚関係にあり、丁が被害を受けたと判断する。
結果、生活関係上 丁と乙とが同一人となる。

6. 心理的要素 ① ← 722条2項類推。 → 被害者に損失はない。

7. 身体的要素

疾患は損害の拡大に寄与しているから、損失相殺を認めない。

8. 身体的特徴 ② 被害者に悪化はしても、その特徴は同族の国体差の範囲として当然に存在が予定されるから、損失相殺認めない。

自己の損害に存在する危険は、自己で負担する。

素因による損失相殺

- ① 心理的要素
- ② 疾患
- ③ 身体的特徴

損害相殺

- ① 利益
- ② その利益が不法行為の原因となること
- ③ その利益が損害と同質性があること

利益相殺

- ① 利益
- ② 利益=損害の同一原因性
- ③ 同質性

居住利益
中長利益

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名
			佐藤 義真

第1問について

1. AとCに対し、民法54条により、AC間の買置管契約(60条)を解除、73条を主張する。

2 (1) この主張が認められるためには、①債務不履行の存在 ②催告 ③催告後相当期間の経過 ④解除の意思表示(540条1項)が必要である。

(2) 本問において、BA間の甲土地の売買契約(535条)により、甲土地の所有権はAに移転しているところ、BC間に存在する甲土地の買置管契約は、他人物買置管となる。そのため、BC間の契約締結時において、CはBに対し、買料債務/6ヶ月を履行する義務を負っており、Aに対しては同様の義務を負っていない。しかし、2011年12月1日、AはBから諸事情を聴取し、2011年12月5日に、Cに対し、今後甲の買料を自らが支払う旨の通知を受けていることから、2011年12月1日時点において、買置管人としての地位がBからAに移転したと認められる。これを、この後、BC間に存在する契約の買置管人としての地位はBからAに移転している(605条2項参照)。したがって、2011年12月15日時点から、2012年6月1日までの買料は、債務はAに支払うものとなり、6ヶ月の買料債務が不履行に陥っている(①充足)。また、AはCに対し、内容証明郵便で買料をAに支払うことを催告し、2012年6月1日時点において、催告が6ヶ月の経過している(③④充足)。そして、AはCに対し、解除の意思表示を「メール」で電付で充足し、解除が認められると認められる。

3 また、Cは、~~所有権移転~~甲土地に自己所有の建物を有しているが、

自己所有権と第三者に対抗することができず(借地借家法10条1項)。

~~また~~ 相当期間経過時の債務不履行が「軽微」とあるとして、541条1項により、解除が認められないのである。

(1) 本問において、~~また~~ 買置管契約に於いて買料を支払うことは、契約の中心的な事項であり、重要な義務である。しかし、Bは、買料をAに対して支払う義務を負っており、その理由は、Bが買置管人であると言っているためである。また、Cは、Bから甲の説明を受けているからである。また、買置管の甲はAが買料を支払う義務を負っている。また、Aは買置管人であるBが買料を支払うことは自然なものである。したがって、BはAに対し、6ヶ月の買料債務を履行していることは、軽微な不履行であるといえる。

(2) したがって、541条1項により、AとCに対する解除は認められない。

4 以上より、Aはこの契約を解除することはできない。

第2問について

1. ~~また~~ Aに対し、CはBに対し、民法6条に基づき損害賠償請求とし、Aに対し、705条1項に基づき損害賠償請求を主張する。以下、順に検討する。

2. CのBに対する請求

(1) 709条1項の成立要件には、①権利侵害、②過失、③損害の発生 ④因果関係が必要である。

(2) 本問において、Bは、自己所有という法益を侵害され、損害が生じている(①③充足)。また、過失は、結果回避義務の

※解答は左ページから書き始めてください。

筆記用紙
筆記用紙
筆記用紙と筆記用紙の両方

違反したというところ、Bは故意と非故意の区別は
いふ安全確認と義務を怠らなと定めておいたため
ていふが、過失の認められ(③充足) 被害者としてAの場合
にいたるため、Bの過失行為とCの損害との間に因果関係
があるといえる(④充足)。

(3) したがって、CはBに対する損害賠償請求を認められる。

3. CはAに対する請求

(1) 使用者責任(715条1項)は、被用者が事業の執行に際して他人
に損害を加えた場合、被用者に代わって使用者がその責任を
負うと定められた規定である。そのため、715条1項が成立するため
は、被用者が不法行為責任を負うこと前提に、①被用者と
使用者が使用関係にあること、②使用者の行為が、
被用者の事業の執行に属し、なされたものであることが必要である。

(2) したがって、本問において、BはAの会社に勤務している者であり、
BA間には雇用契約が締結されているから、使用関係にある
(①充足)。

1. 「事業の執行に属する」とは、被用者の行為が外形上
に於て使用者の職務の範囲内であることという。本問
において、BはA所有の77シ-を使用しており、しかも、
その業務の最中に本件事故を起こしているから、Bの行為は
外形的に於てAの77シ-業務という職務の範囲内である
(②充足)

(3) したがって、CはAに対する損害賠償請求を認められる。

以上